

## 森林経営管理制度

～アンケートへのご協力をお願いします～

### 《 森林管理制度とは？ 》

- ① 森林所有者は、所有している森林を適切に経営して管理しなければならないことを明確化しています。
- ② 経営や管理をご自身でやれる場合には、これまで通り、適切な経営管理を行って頂けるよう、お願いいたします。
- ③ 適切な経営や管理が難しいと考えている場合、森林所有者は小坂町に対して、経営管理を委託したい、という意思表示をすることが出来ます。
- ④ 小坂町は立地条件や立木の状態等を考慮し、意思表示をした所有者と相談の上、必要に応じて経営管理計画を定めて委託手続きを行います。
- ⑤ 森林の経営管理が正式に委託された場合、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託します。
- ⑥ 林業経営に適さない森林は、小坂町が直接管理します。

### 《 アンケート記入のお願い 》

- ・ 今回のアンケート調査の結果を元に、正式な意向調査等を実施予定です。
- ・ 相続等で森林の所有権が移転すると管理計画等も引き継がれます。ご自身だけでなく、ご家族(夫婦や子、孫など)ともご相談することをおすすめします。
- ・ 小坂町の全域(一部除く)を対象にしておりますので、スムーズな集計作業のため、期限までの提出にご協力ください。
- ・ アンケートは、ボールペン(色は問いません)でご記入ください。
- ・ 記入後は、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。また、小坂町役場2階 農林班へ直接ご提出いただいても構いません。

[お問い合わせ先] 小坂町役場 観光産業課 農林班  
(秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1)  
TEL 0186-29-3912 FAX 0186-29-5481